



## 明けましておめでとうございます

政府は、昨年11月15日の閣議で、南スーダン国連平和維持活動(PKO)の自衛隊派遣部隊に安全保障関連法＝戦争法に基づいて「駆け付け警護」「宿営地の共同防護」の任務を新たに付与することを決定しました。そして、11月20日青森空港から派遣部隊の一部が南スーダンに出発しました。大勢の家族に見送られながら。

戦後、71年、平和憲法の下で一発の銃弾も撃ってこなかった日本が、海外の戦場で「殺し殺される」活動に踏み込もうとしています。

「駆け付け警護」は、「離れた場所で武装勢力などに襲われた国連やNGOの職員らを武器を持って助け

に行く」というものです。戦争法に基づき、「駆け付け警護」を行う際には、任務遂行のために武器使用が可能となりました。

政府は、武器使用ができることで「これまでより安全に任務遂行できるようになった」と説明していますが、果たしてそうでしょうか？

昨年11月30日、自衛官の息子を持つ千歳市の50歳代の母親が「自衛隊の南スーダンPKO(国連平和維持活動)への派遣は憲法違反」として派遣差し止めと撤退を求めて札幌地裁に提訴しました。また、戦争法違憲裁判が各地で提訴されています。

戦争法強行採決の後に憲法9条は

死んだという言説が登場していません。しかし、憲法9条は決して死んでもいないし、空洞化もしていません。

政府は、戦争法に至っても9条の規範性に縛られ、「集团的自衛権行使の限定容認」とどまらざるを得なかったし、海外での武力行使は9条を変えない限り違憲なのです。

憲法及び9条は、「今こそ句」です。私たちが、憲法を学び、憲法の平和主義を实践する戦いを続ける限り。

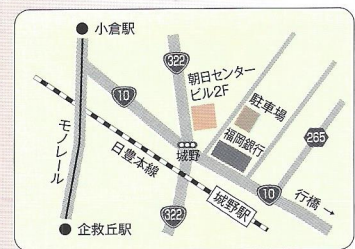
子どもたちに、そして孫たちに、平和な日本、皆が笑顔で暮らせる日本をバトンタッチできるように今年もよろしくお祈りします。

■みなさんと一緒に環境や社会の問題を考え、紙面を作っていきます。

# 東風

No.32

- 発行日 2017年1月1日
- 発行所 小倉東総合法律事務所
- 編集者 荒牧 啓一
- 連絡先 〒802-0062 北九州市小倉北区片野新町2丁目12番21号  
朝日センタービル2階  
TEL093(932)5575  
FAX093(932)5600  
e-mail: ponpoko@lime.ocn.ne.jp



# 今、そこにある**貧困** そして**善意**

今、貧困への落とし穴がいたるところにある。様々な形の落とし穴が私たちのすぐ近くにある。

## ▶▶ 子ども食堂

子ども食堂は、そんな落とし穴に落ちてしまった家庭の子どもや親等に食事や居場所を提供することで、少しでも生きる力を回復してほしいという思いで、民間発の取組として、全国各地で行われている。全国各地に見える善意にホッと救われる気持ちになる。

北九州市も平成28年9月末から市の取組として、八幡東区尾倉市民センター(毎週水曜日「尾倉っ子ホーム」と小倉北区日明市民センター(毎週木曜日「日明げんきもりもりハウス」)に子ども食堂を開いた。食事だけでなく、学生ボランティア等による学習などの支援も行われている。

児童虐待で、給食だけがその子のほぼ唯一の食事だったという報告を聞いたことがある。その子は給食のない夏休みになるとやせてしまって、それで先生が問題に気づいた。子ども食堂の取組がさらに広がることで、そんな子が一人でも救われるようになればと思う。



## ▶▶ 買物難民

買物難民は近くに買物できる商店がないという落とし穴だ。

北九州市も平成25年に買物難民の調査をしており、買物環境マップ等が作成されている。同マップによれば高齢者が徒歩で移動できる範囲内に、生鮮品を扱う店舗がない場所という視点からは、小倉南区・葛原地区の一部、若松区・藤木地区の一部などが買物難民度が高いようだ。



買物難民に対する取組も紹介されている。朝市は八幡西区茶屋の原団地のふれあい朝市等、移動販売は若松出張商店街等、送迎は八幡東区枝光地区の枝光やまさか集合ジャンボタクシー等、宅配は戸畑区天神商店街の天神お届け便等だ。ここにも人々の善意の輪がある。

## ▶▶ 医療難民・出産難民・介護難民



医療難民は医療を受けたくても受けられないという落とし穴だ。例えば厚労省の進める療養病床削減により病院から追

い出される形で生じる。また、買物難民と同様に、医師の偏在や減少という形でも生じ得る。その形態の1つが出産難民だ。産婦人科医の偏在、減少が原因で出産に際し適切な医療を受けられないという落とし穴だ。必要な介護を受けられないという介護難民という落とし穴もある。

北九州市は、日本創成会議により医療・介護に余力があるおすすめの移住先とされた。本当ならうれしいことだけど、他が酷すぎるだけではないかと思えてならない。

貧困を作りだすのも人なら、貧困と一緒に立ち向かってくれるのも人です。

子ども食堂のような善意の人の輪を少しずつ大きく広げていきたいものです。

## 退所のご挨拶

### 今までの経験を活かし 一層努力していきます

弁護士 江上 裕之



平成20年の弁護士登録以来8年間、地元北九州で、荒牧啓一先生のもと執務をしてきましたが、この度独立し、同期の岡部友和弁護士とともに「岡部・江上法律事務所」を平成29年1月1日より開設する運びとなりました。

小倉東総合法律事務所では、特に労働・医療・家事（後見・遺産分割）・刑事等の分野を中心に業務を行うとともに、集団訴訟等に係る機会を頂きました。こうし

た業務を通じて、多数の依頼者の皆様とともに悩みながら問題を解決してきた経験は、私の弁護士人生の強固な基礎となっていると感じています。弁護士人生の基盤を与えてくださった荒牧先生をはじめ、小倉東総合法律事務所のみなさんには大変感謝しています。

さて、今後私は私自身の専門性をさらに洗練させ、その道の第一人者となるべく努力していきます。同期であり、私とは異なる専門分野を持つ岡部弁護士と切磋琢磨しながら、共同事務所を運営していくという経験は、お互いの仕事へのモチベーションをより一層高めるものとなるでしょう。

このような環境を整えることが出来たことを大変うれしく思うとともに、より一層努力していくことをお約束します。

皆様には、今後ともご厚誼、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

一年を振り返って

## 日々精進あるのみ!

弁護士 小森 瑛博

若者や新人に向けたものとして、「若いときの苦勞は買ってでもせよ」ということわざがあります。

これに近い意味の英語のことわざとして、  
`Heavy work in youth is quiet rest in old age.`  
。(若い時の重労働は、老いた時の休養になる)というものがあります。若い時に苦勞を重ねていけば、その苦勞が財産となって、老いた時に慌てずに済むということです。

これは、反対に解釈すると、「老いた時に苦勞する理由は、若い時に怠けたからである」と言うことができます。もっと踏み込んで解釈すれば、「若い時に本当に頑張ったかどうかは、老いてみないと分からない」と言うこともできるのではないのでしょうか。

この一年を振り返ると、依頼者との相談・打合



せ、書面の作成、裁判期日への出席、接見、電話応対など様々な対応に追われ、慌ただしくそれなりに忙しい日々を送ったと思います。

しかし、あの時もう少し頑張れた、あの時怠けていた、という場面がいくつも思い返され、「今年は本当に頑張った」とは言えそうにありません。そもそも、老いた後でしか、今の自分の頑張りを客観的に評価できないのですから、「今年は本当に頑張った」と自分で満足することはできないでしょうし、また満足してもいけないでしょう。

「日々精進あるのみ」と胸に深く刻み込みながら、2017年は更なる飛躍を目指したいと思います。